

(担当省庁の斜線箇所は、事後追加。内容は3月19日から変更なし。)

構成に関する代替案

- ・背景やこれまでしてきたことを含む説明の記述が長すぎ、何が達成すべき目標なのか、はっきりしない。
- ・すでにやっていること、やる予定のことにもとづく計画ではなく、1325の目標および安保理の一般的指標に沿って、達成すべき成果から出発した行動計画にすべき。

以上の点から、「参画」だけでなく、この後のすべての項目で、以下のような構成にすべき。

大目標

→意義と狙い（大目標についてのシンプルな説明）

→具体的目標（めざすべき成果）

→そのための具体策

→指標

「参画」に関する具体的な代替案

※柱は「参画・エンパワーメント」から「参画」に戻す

大目標	「平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するために、あらゆる領域・段階における女性の平等な参画を確保する。」			
意義と狙い	上記大目標に関するシンプルな説明 (例) 日本が行う紛争予防、平和維持、復興開発等の支援活動において、ジェンダー視点が確実に反映されるようにする。また、和解、紛争解決、平和構築の主要当事者である女性のあらゆるレベルの意思決定における平等な参加を、国際協力を通して積極的に支援していく。そのうえでは、マイノリティ女性、女性世帯、障害をもつ女性など、社会的に脆弱な立場に置かれた女性の参加が確保されるよう支援を行う。国内の安全保障・外交におけるジェンダー主流化、女性の参加促進も、男女共同参画基本計画と連動して着実にすすめる。			
目標1	紛争予防・再発防止に関わる意思決定にジェンダー視点が反映されるようになる。紛争予防・再発防止に関わる活動において女性が積極的な役割を果たすことができるようになる。			
	具体策1	支援対象国において、紛争予防・再発防止に関連してジェンダー視点からの情報収集と分析を行い、支援策の立案、実施および評価に反映させる。	〈指標1〉各案件について収集されたジェンダーに関する情報（女性と少女に対する暴力の状況・件数、性暴力被害者の割合、暴力の種類、加害者情報、経済状況、女性世帯、等） 〈指標2〉ジェンダー専門家によって行われた分析	〈担当省庁〉

(担当省庁の斜線箇所は、事後追加。内容は3月19日から変更なし。)

具体策 2	紛争影響地域における ODA 支援事業に関わる調査・実施・モニタリングにおいてジェンダー視点・ジェンダー指標を導入する。国際平和協力関連案件、また国連機関を通じた支援においてもジェンダー視点を盛り込む	<p>〈指標1〉PNAにジェンダー指標が導入された割合（担当 JICA）</p> <p>〈指標2〉ODA 案件実施時の調査・運営・報告にジェンダー情報・分析が盛り込まれ、反映された割合。</p> <p>〈指標3〉国際平和協力関連案件、また国連機関を通じた支援においてジェンダー視点を取り入れた事業の数とインパクト。</p>	<p>〈担当省庁〉外務省、JPF、JICA</p> <p>外務省民間援助連携室、JPF、JICA</p> <p>内閣府国際平和協力本部事務局、外務省緊急・人道支課、専門機関室、他関係国連機関拠出関連省庁</p>
具体策 3	支援対象国において、女性が紛争予防・再発防止活動に積極的な役割を果たすよう支援する	<p>〈指標1〉紛争予防・再発防止に関して現地の女性団体等と行われたコンサルテーションの頻度</p> <p>〈指標2〉紛争予防・防止活動の参加者のうちの女性の人数・割合。そのうちの管理職の人数・割合</p> <p>〈指標3〉紛争予防・再発防止活動への女性参加を支援するために提供された技術的・財政支援の有無、金額</p> <p>〈指標4〉女性がイニシアティブをとる紛争予防・再発防止活動のために提供された技術的・財政支援の有無・金額</p>	〈担当省庁〉
具体策 4	PBF の女性関連プロジェクト拠出目標が達成されるよう、議長国としてイニシアティブをとる	<p>〈指標1〉実際の拠出額</p> <p>〈指標2〉女性関連プロジェクトへの拠出金額・割合</p>	〈担当省庁〉
目標	和平プロセスへの女性の参画が高まる。		

(担当省庁の斜線箇所は、事後追加。内容は3月19日から変更なし。)

2				
	具体策 1 (国内 及び現 地)	和平プロセスに重要な役割を果たし得る女性団体や紛争当該地域の女性団体へ支援を提供する	<p>〈指標1〉国内と紛争当該地域において和平プロセスを支援する NGO 活動への財政支援の有無、金額</p> <p>〈指標2〉国際機関への財政・人材支援の有無、金額</p> <p>〈指標3〉現地の女性および女性団体の和平プロセスへの参画を支援するための技術的・財政的支援の有無、金額</p>	〈担当省庁〉
	具体策 2 (現 地)	和平関連会議に参加する紛争当該地域の市民社会の女性代表へ支援を行う	<p>〈指標1〉和平交渉、復興に関する会議等の代表団における女性の人数・割合。そのうちの指導的な立場にいる女性の人数・割合</p> <p>〈指標2〉会議における当該女性の発言の機会創出の回数</p> <p>〈指標3〉会議開催地への移動・宿泊・通訳の費用等を含む参加支援のための財政支援の有無・金額</p>	〈担当省庁〉
	具体策 3 (国 内)	和平プロセス関連会議に参加する日本代表団に方針決定権をもつジェンダー専門家を含め女性の参加を高める。	<p>〈指標1〉日本代表団に参加する女性の人数・割合。そのうちの指導的な立場にいる女性の人数・割合</p> <p>〈指標2〉和平交渉会議に参加する日本代表団へのジェンダー研修の有無・予算額</p> <p>〈指標3〉国内のジェンダー視点をもつ官民専門家リストの作成と人材育成のための研修の有無・予算額</p>	〈担当省庁〉
	具体策 4	ジェンダーに平等な法律や制度の構築及び運用を支援し、司法へのアクセスをジェンダーの視点から改善する	<p>〈指標1〉ジェンダーの視点から法律や制度及びその運用、司法アクセスの改善、治安部門改革を支援する事業の件数</p> <p>〈指標2〉法曹関係者等の訓練においてジェンダー専門家を配置した件数・割合</p>	〈担当省庁〉
目標 3	紛争影響地における PKO 等の平和維持活動・平和支援活動・平和構築活動および市民社会組織による活動における女性の参画が高まる。			
	具体策 1	ジェンダー視点をもつ専門家の確保と専門性の強化。	<p>〈指標1〉国連 PKO 等および人道復興支援活動に派遣されたジェンダー専門家の数。</p> <p>〈指標2〉国連 PKO 等、人道復興支援に関わる人員に対して行われたジェンダー研修</p>	内閣府PKO局、外務省、防衛省、JICA

(担当省庁の斜線箇所は、事後追加。内容は3月19日から変更なし。)

			<p>の時間数、受講者の割合</p> <p>〈指標3〉市民団体組織による人道・復興支援について行われたジェンダー研修の時間数、受講者の割合。</p> <p>〈指標4〉自衛隊内におけるジェンダー専門部署設置の有無。</p>	外務省、内閣府、防衛省
	具体策2	国連機関における女性管理職の増強を助け、国連ミッションに日本政府が派遣する部隊派遣以外の女性自衛官・警察および文民要員による貢献を強化していく。	<p>〈指標1〉国連PKOミッションにおける部隊派遣以外の司令部要員としての女性自衛官・警察・文民職員の割合。</p> <p>〈指標2〉国連機関における日本人女性管理職の割合</p>	内閣府PKO局、防衛省、警察省、外務省
	具体策3	女性の参加・昇進をさまたげている要因について分析を行い、改善策をまとめる	<p>〈指標1〉国連PKO等に派遣された女性要員に対して行われたヒアリング実施状況およびジェンダー専門家による分析</p> <p>〈指標2〉幹部学校への女性自衛官の人数、実績など</p> <p>〈指標3〉防衛省(文民)、自衛隊の中の女性管理職の割合、人数</p>	
	具体策4	派遣職員にジェンダートレーニングを行う	<p>〈指標1〉レベル別のトレーニング受講者割合</p> <p>〈指標2〉自衛隊の様々な教育機会における、ジェンダー研修の時間数</p>	
目標4	人道・復興支援に関わる意思決定にジェンダー視点が反映される。女性が積極的な役割を果たすことができるようになる。			
	具体策1 (国内及び現地)	人道復興支援計画策定における女性の参画が確保される	<p>〈指標1〉関連会議における意思決定に関わる女性の人数・割合</p> <p>〈指標2〉女性の参画を促す施策への資金・人的支援の有無・金額</p> <p>〈指標3〉日本から派遣される人員の中の女性の人数・割合。その中の管理職の人数・割合</p>	外務省
	具体策2 (現地)	中央政府、自治体、地域コミュニティそれぞれの意思決定、事業管理において女性の参画が確保される	<p>〈指標1〉支援を行うに当たっての現地の女性たちへのコンサルテーションの回数と人数</p> <p>〈指標2〉人道復興支援計画における、各</p>	外務省

(担当省庁の斜線箇所は、事後追加。内容は3月19日から変更なし。)

			<p>レベルでの女性の参画に関する記述</p> <p>〈指標3〉国内計画の策定に参画する女性の人数・割合</p> <p>〈指標4〉自治体、コミュニティレベルの事業計画、実施に参画する女性の人数・割合</p> <p>〈指標5〉支援計画に携わる(男性を含む)職員向けのジェンダートレーニングの有無</p>	
具体策3 (国内・現地)	選挙支援・監視活動を含む民主化支援活動への女性の参画を高める。また、ジェンダー分析を行い、民主化支援に女性の権利保障が含まれるようにする。	<p>〈指標1〉女性の選挙人名簿登録の推進、女性候補者および女性当選者の能力向上サポート、選挙委員会・civic education teamの女性の任用・採用を推進したプロジェクトの件数</p> <p>〈指標2〉女性の選挙支援員・監視員の人数・割合。そのうちの管理職の人数・割合。</p> <p>〈指標3〉選挙支援員・選挙監視員の報告にジェンダー分析の有無</p> <p>〈指標4〉選挙支援・監視に携わる(男性を含む)人員向けのジェンダートレーニングの有無、参加人数</p>	外務省、内閣府	
具体策4 (国内・現地)	海外の災害復興支援活動においてジェンダー視点が確実に反映され、女性の意思決定への参画が確保される。	<p>〈指標1〉日本の災害対応経験の国際的共有において、ジェンダー視点からの分析の記載の有無</p> <p>〈指標2〉災害復興支援に派遣されたジェンダー専門家の数</p> <p>〈指標3〉現地の官民のカウンターパート(支援組織および受益者コミュニティ)の意思決定に関わる女性の人数・割合。そのうちの管理職の人数・割合</p> <p>〈指標4〉災害対応に携わる(男性を含む)人員向けのジェンダートレーニングの有無、参加人数</p>	外務省、内閣府	
具体策5 (国内)	国内の災害対応活動において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参画が確保され	<p>〈指標1〉防災・復興に係る審議会等の委員における女性の人数・割合</p> <p>〈指標2〉女性のエンパワーメントのために行った教育訓練の件数及び参加人数</p> <p>〈指標3〉すべての地域で、発災後の避難所運営を含むすべての段階の意思決定に女</p>	内閣府(防災・男女共同参画)、復興庁	

(担当省庁の斜線箇所は、事後追加。内容は3月19日から変更なし。)

		る	性が参画すること明記したマニュアルの有無 〈指標4〉災害対応に携わる（男性を含む） 人員向けのジェンダートレーニングの有無、参加人数	
目標5	日本の安全保障・外交に関わる意思決定にジェンダー視点が導入され、意思決定レベルで女性の比率が高まる。市民としての女性および女性団体の参画機会が高まる。			
具体策1	1325号決議および日本NAPの意味について周知広報を行う。1325決議にもとづく民間の関連活動や調査研究を支援促進する		〈指標1〉1325に関連する民間活動や調査研究を促進するために提供された財政支援 〈指標2〉各府省庁が1325NAPについて啓発・広報した方法と具体例	
具体策2	安全保障・外交の政策決定者・実務者に対し、1325決議およびNAPを含むジェンダートレーニング・啓発を行う		〈指標1〉政府職員に対するレベル別のトレーニング実施状況（回数・受講者数・講師・内容） 〈指標2〉人事院研修における受講者割合 〈指標3〉1325NAPについて知っており、内容を理解している議員の数と割合 〈指標4〉1325NAPに対応する担当部署・職員を設けた政党の数と具体例	
具体策3	外交・安全保障分野における女性の参画や昇進を妨げる要因を分析し、改善策をまとめる		〈指標1〉関係各府省庁の女性管理職・職員の経験に関する調査およびジェンダー専門家による分析	
具体策4	安全保障・外交に関する政策決定プロセスを透明化し、女性団体、特に直接的に影響を受ける女性たちとの協議を行い、政策決定に反映させる。		〈指標1〉安全保障・外交政策に関する情報公開、パブリックコメントの数、増減 〈指標2〉自衛隊基地や外国軍基地受け入れ自治体など、直接影響を受ける地域において行われたコンサルテーションにおける女性の比率 〈指標3〉直接影響を受ける地域の女性団体と行われたコンサルテーションの頻度とそれが最終決定にあたえた効果	